

令和8年度高島町省エネ診断支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、脱炭素社会の実現に向け、二酸化炭素排出量の削減を促進するため、省エネ診断等を受ける者に対し、予算の範囲内で交付する補助金に関し、高島町補助金等の適正化に関する規則（昭和44年12月規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「省エネ診断等」とは、次に掲げる省エネルギーのための改善提案をいう。

- (1) 一般財団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断
- (2) 省エネお助け隊（経済産業省資源エネルギー庁の地域プラットフォーム構築事業に採択された者をいう。）が実施する省エネ診断
- (3) 前2号と同水準の改善提案で町長が認めるもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に主たる事業所又は事務所を有し、事業を行う法人であること。
- (2) 町税等の滞納がないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、省エネ診断等に係る診断料とする。ただし、消費税は対象外とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内の額とし、50,000円を限度とする。ただし、診断料の額が50,000円未満である場合は、当該額から100円未満の端数を切り捨てた額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和8年度高島町省エネ診断支援事業費補助金交付申請書（別記様式第1号）を提出しなければならない。

2 補助金交付申請書の提出期間は、令和8年7月1日から令和9年2月26日までとし、

添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 診断機関が発行する見積書の写し
- (2) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条第1項の補助金交付申請書の提出があったときは、これを先着順に受け付けるとともに、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内で、補助金の交付を決定する旨を、当該申請者に通知するものとする。

- 2 規則第8条の規定による交付の決定の通知は、令和8年度高畠町省エネ診断支援事業費補助金交付決定通知書（別記様式第2号）によるものとする。

(内容の変更等)

第8条 前条の規定による交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、当該交付決定に係る補助対象事業（以下「補助事業」という。）の内容について規則第7条第1項第1号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、令和8年度高畠町省エネ診断支援事業費補助金事業計画変更等承認申請書（別記様式第3号）に関係書類を添付して、町長に提出し承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、変更を承認するときは、令和8年度高畠町省エネ診断支援事業費補助金事業計画変更承認通知書（別記様式第4号）により、中止を承認するときは、令和8年度高畠町省エネ診断支援事業費補助金交付決定取消通知書（別記様式第5号）により、それぞれ当該交付決定者に通知するものとする。ただし、変更を承認する場合において、既に、交付決定した補助金額の増額は行わないものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、速やかに令和8年度高畠町省エネ診断支援事業費補助金実績報告書（別記様式第6号）を町長に提出しなければならない。

- 2 補助事業実績報告書の提出期限は、補助事業完了の日から起算して原則として30日を経過する又は令和9年3月31日のいずれか早い日までとし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 診断機関が発行する省エネ診断等の報告書の写し
- (2) 補助対象経費を支払ったことが分かる書類の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

3 町長は、補助事業実績報告書の提出を行った者に対し、必要に応じて補助事業に関する書類の提示を求めることができる。

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、補助事業実績報告書の提出を受けた場合においては、当該書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助事業の要件及び補助金の交付の条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、速やかに交付すべき補助金の額を確定し、当該交付決定者に通知するものとする。

2 規則第15条の規定による額の確定の通知は、令和8年度高畠町省エネ診断支援事業費補助金の額の確定通知書（別記様式第7号）によるものとする。

(補助金の支払)

第11条 補助金は、前条の補助金の額の確定を通知した後に支払うものとする。

(決定の取消し等)

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(1) 偽りその他不正な手順により補助金の交付決定又は額の確定を受けたとき。

(2) その他町長が補助金の交付決定又は額の確定を取り消すことが適当と認めるとき。

(協力の要請)

第13条 町長は、この要綱の規定により補助金の交付を受けて省エネ診断等を実施した者に対し、事業効果等に関する資料の提供その他の協力を要請することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。